

社会福祉法人勝山市社会福祉協議会
指定介護予防訪問介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会が開設するホームヘルプサービスセンター（以下「センター」という。）は、指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(指定介護予防訪問介護の運営の方針)

第2条 指定介護予防訪問介護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター
- (2) 所在地 勝山市郡町1丁目99番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務） 1名
- (2) サービス提供責任者（訪問介護員兼務） 3名
- (3) 訪問介護員 10名以上
- (4) 事務職員 1名

2 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 3 サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 指定訪問介護計画（介護予防にあつては指定介護予防訪問介護計画）の作成・変更等を行い、利用の申し込みに係る調整を行う。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議へ出席して、利用者に関する情報等を共有すると共に、居宅介護支援事業者等との連携を図る。
 - (3) 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
 - (4) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他必要なサービス内容の管理を実施する。
- 4 訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。
- 5 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。ただし、12月31日から1月3日までは休業とするが、緊急時はその限りでない。
- (2) 営業時間 午前8時から午後17時までとする。
サービス提供時間は、午前7時から午後10時までとする。

（事業の内容及び利用料等）

第6条 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その額を利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 指定介護予防訪問介護費（Ⅰ）…1週に1回程度
 - (2) 指定介護予防訪問介護費（Ⅱ）…1週に2回程度
 - (3) 指定介護予防訪問介護費（Ⅲ）…1週に2回を超えた場合
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、勝山区域境界域から1キロメートル当たり10円を徴収する。
 - 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けなければならない。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族、主治医等に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者への虐待防止に関する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市に通報する。

また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。虐待防止に関する責任者は、管理者がその職にあたるものとする。

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、勝山市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当会利用者の家族、当該利用者に係る担当の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は前項の自己の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(訪問介護員等の研修)

第12条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設け、併せて業務体制の整備を図る。

- (1) 採用時研修 採用後2カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(秘密の保持)

第13条 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第14条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 利用者又はその家族の個人情報については、事業者による訪問介護等の提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合や、外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した介護予防訪問サービスに係る利用者またはその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(委任)

第16条 事業所は、適切な指定予防訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 この規程に定める事項のほか、センターの運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する

この規程は、平成16年9月21日一部改正し、平成16年9月21日から施行する。

この規程は、平成17年5月23日一部改正し、平成17年5月23日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日全面改正し、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年5月1日一部改正し、平成20年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月26日一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月15日一部改正し、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日一部改正し、平成30年8月1日から施行する

この規定は、令和3年6月3日に施行し、令和3年4月1日から適用する